平成２８年（フ）第２０９号
熊本市西区花園３丁目13番５号　清風ハウス101号
債務者　田島　政和
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１０号
熊本市中央区帯山５丁目２番５－303号、前住所鹿児島市上福元町5477番地４　グリーンコート西谷山301号
債務者　長瀬　賢一
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
福島県郡山市芳賀２丁目15番16号　シルバーピュア郡山211号室、住民票上の住所福島県郡山市大槻町字室ノ木東１番地の１
債務者　白川　秀行
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県宍粟市山崎町金谷832番地３
債務者　田中　美鈴
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２０号
徳島県徳島市秋田町２丁目36番地　木村ビル11号室、旧住所徳島県徳島市かちどき橋５丁目９番地の12
債務者　伊林　俊則（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５７号
神戸市兵庫区東出町３丁目21番９号
債務者　寺坂　弘美
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３２号
神戸市中央区下山手通９丁目10番５－502号
債務者　辻井加代子こと　辻井加代子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３３号
神戸市中央区下山手通９丁目10番５－502号
債務者　辻井眞喜こと　辻井　眞喜
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３４号
神戸市中央区下山手通９丁目10番５－701号
債務者　辻井寛人こと　辻井　寛人
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４２号
神戸市須磨区平田町４丁目１番１－506号
債務者　片岡　　寛
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４３号
兵庫県三田市東山1195番地
債務者　川端美代子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８５号
神戸市須磨区小寺町３丁目１番１－513号
債務者　池田　義樹
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１８号
神戸市東灘区北青木３丁目10番３－104号
債務者　坂上　正人
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１９号
神戸市北区鈴蘭台北町２丁目４番31－101号
債務者　濱本　　彰
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３５号
神戸市須磨区白川台７丁目３番地の９　102号、従前の住所神戸市北区藤原台南町２丁目17番21号
債務者　坂根　敏夫
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８号
千葉県八街市文違148番地３
債務者　周藤　祥貢
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６９号
川崎市麻生区万福寺３丁目10番29号
債務者　菊地　康夫
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係